

信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第十一号）の一部を改正する件の概要

信用金庫又は信用金庫連合会のリース子会社について、「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第九号）の一部を改正する件」に準じた改正を行う。